

上尾税務署から 確定申告のお知らせ



☎ 上尾税務署 ☎ 770-1800

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

期間 2月17日(月)～3月16日(月) (土日祝日除く)

※2月24日(月・休)、3月1日(日)に限り開場

時間 9時～16時 (受付8時30分～、提出は17時まで)

※申告書の作成には時間を要しますので、16時(相談内容が複雑な場合は15時ごろ)までにお越しください。相談が17時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

場 上尾税務署

※確定申告会場の開設期間前は、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

申告書はご自宅等で作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。

パソコン・スマートフォンで作成した確定申告書は、印刷して送付またはe-Taxで送信(ID・パスワードによる送信またはマイナンバーカードによる送信)のいずれかでご提出ください。

これまでに税務署での申告の際にID・パスワードの発行を受けている方は、申告書の控えと一緒に保管されている「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載のID・パスワードによりe-Taxで送信できます。

ID・パスワードの発行を希望される方は、顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署にお越しください。

いつでもどこでもスマホで申告

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年末調整が済んでいない方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、「スマホ専用画面」をご利用いただける方の範囲が広がります。

スマホ専用画面は、スマホやタブレットでも画面が見やすく操作しやすくなっており、簡単で大変便利です。

令和元年分の確定申告は、ぜひ、スマホで行ってください。

確定申告などに関するお問合せ

「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索または電話にてお問い合わせください。

☎ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

(月曜日～金曜日、祝日等および12月29日～1月3日を除く)

医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。なお、税務署が内容を確認する場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※提出が不要となる領収書には医療費控除を受けるための証明書(例、おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は含みません。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

償却資産の申告は1月31日(金)までです

問 税務課 2153

償却資産とは、事業を営む個人（法人）が使用している事業用資産のことをいいます。この償却資産は固定資産税の課税対象となるため、事業主は1月1日に所有する事業用資産の内容を、事業を営んでいる所在地の市町村長に申告しなければなりません。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご確認ください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

申告を要する方▼

償却資産を町内に所有する方、または貸し付けている方。

（なお、令和2年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、申告書にその旨を記入して提出してください。）

償却資産の種類▼

- 構築物＝広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
- 機械および装置＝太陽光発電設備、コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
- 車両および運搬具＝ブルドーザーなど
- 工具、器具および備品＝机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、きのこ栽培用ほだ木、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産▼

- ・耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
- ・取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
- ・家庭用に使用される資産
- ・自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

償却資産に係る固定資産税 電子申告のご案内

町では、インターネットを利用した電子申告システム「eLTAX（エルタックス）」での、償却資産の申告ができます。

利用や申告について詳しくは、町ホームページ（くらし・手続き内の「税・保険・年金」）をご覧ください。

総合センター

〒362-0806
伊奈町小室5161

☎ 722-9111 FAX 722-9114

老人福祉センターの利用には老人福祉センター利用者カードが必要。伊奈町・蓮田市に在住の60歳以上の方なら、住所・年齢を証明できるものがあれば、すぐにカードが作れます。

総合センター 朝市

JAさいたま四季彩館のご協力により、地元の新鮮野菜を取り揃えています。朝市ののぼりが目印です。

☎ 1月24日(金)、2月7日(金)9時～12時
場 西側エントランス

新春琴音の調べ

おしるこを食べながら、琴の調べに耳をすませてみませんか。

☎ 1月22日(水)10時30分～12時
場 老人福祉センター集会室
対 老人福祉センター来所者
出演 大正琴すみれ会、お琴さくら会

カラオケ大会

☎ 1月29日(水)10時～15時
場 老人福祉センター集会室
対 老人福祉センター来所者

定 50名（先着順）
申 1月17日(金)までに窓口または電話で受付

住民無料相談室

相続・遺言・離婚・成年後見など、身近な問題を埼玉県行政書士会会員に相談できます。具体的な相談は、資料をお持ちください。

☎ 2月2日(日)9時～12時
※相談は、一人1時間までです。
定 6組（先着順） 申 窓口または電話で受付

フラワーアレンジメント教室 春花アレンジ

☎ 2月18日(水)10時～12時 場 第1研修室
対 一般成人 定 20名（先着順）
費 2,500円 講師 杉山三和子氏
申 2月11日(木)までに窓口または電話で受付
※材料手配の都合により、2月12日(金)以降のキャンセルはできません。この場合、あとから材料のお花をお渡しします。